1. 史跡・名勝・天然記念物
2. 国宝と重要文化財(建造物)

1. 史跡・名勝・天然記念物

わが国の文化財は、明治維新前後（1870年頃）の廃仏棄釈の運動によって損失をうけたのち、その保存対策が国によって講ぜられるようになった。文化財はその後第二次世界大戦による焼失や戦後の混乱による散逸と荒廃をうけたが、現在では文化財保護法（昭和25年法律214号）によって保護されている。

文化財保護法による指定文化財は重要文化財、重要無形文化財、重要民俗資料、史跡名勝天然記念物である。

皇室と宮内庁所管の国有財産の中には、天皇陵、奈良市の正倉院、京都市の御所や桂離宮など、きわめて貴重な文化財が多数ふくまれているが、それらは原則として文化財の指定の対象から除外されており、宮内庁によって保護されている。

古都における歴史的風土を保存するために、1966年に古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（一名古都保存法、昭和41年法律1号）が制定された。この法律は歴史的風土保存区域を指定し、その地域の保存に関する種々の規則や対策を講じている。現在京都市、奈良市、鎌倉市、天理市・橿原市・桜井市・奈良県明香村、奈良県斑鳩町の5区域約14,000 haが保存区域に指定されており、そのうち約4,000 haが特別保存区域に指定されている。

〔凡例と作図の要点〕

この図は文化財保護法により指定された1974年4月1日現在の史跡、名勝、天然記念物を表示した。個々の指定物件は、史跡は種別と時代別を、名勝と天然記念物は種別を、それぞれ区分して記号と色彩で表示した。さらに同一の指定物件が、史跡、名勝または天然記念物などに重複して指定されている場合は、おもな指定理由によって史跡、名勝、天然記念物のいずれかの記号で表示した。

史跡、名勝、天然記念物が狭い地域に集中して分布し、それらが個々の記号で表示できない場合は、同一市町村ごとに同じ種別と時代別の指定物件の数を表わす一括記号を用いた。記号内部の数字は指定された物件数である。

天然記念物のうち、地域を定めないで動物そのものを指定したものについては、おもな分布地域のほぼ中央にその動物名を記入した。しかし犬、鶏類などの畜養動物は表示を省略した。

史跡、名勝、天然記念物の指定の基準はほぼつぎのとおりである。

史跡：貝塚、古墳、都城跡、城跡、社寺跡、関跡などのうち、わが国の歴史を理解するために必要な学術上価値のあるもの。

名勝：庭園、橋梁、渓流、海浜、山岳などで、学術的、芸術的に価値の高いものと風致景観の優秀なもの。

天然記念物：動物は日本特有あるいは著名なもの、それらの棲息地など、植物は名木、巨樹、原始林、高山植物帯、植物分布の限界地など、地質鉱物は岩石、鉱物、岩脈、河食、海食、石灰岩地形、溶岩洞穴、温泉現象など、天然保護区域は保護すべき天然記念物の多く存在する一定の区域で、これらのうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの。

特別史跡名勝天然記念物：史跡名勝天然記念物のうち特に価値の高いもの。

〔資料〕

1．文化庁，指定文化財総合目録　史跡名勝天然記念物重要民族資料編
2．文化庁，全国遺跡地図
3．文化庁資料

国指定文化財の件数

（1975年2月18日現在）

文化財		指定件数
重要文化財	建造物	1786(207)
	美術工芸品	8653(813)
重要無形文化財	総合指定 工芸技術	8
	総合指定 芸能	5
	各個指定 工芸技術	28
	各個指定 芸能	23
重要民俗資料		102
史跡名勝天然記念物	史跡	951(53)
	名勝	219(24)
	天然記念物	897(68)

（　）内は国宝および特別史跡名勝天然記念物数

（指定文化財総合目録から作成）

史跡の時代別件数

（1974年1月1日現在）

種類＼時代	原始	古代	中世	近世	近代	計
貝塚、遺物包含地、住居跡神籠石など	151(3)					151(3)
古墳、墳墓など	237(7)	8(3)	9	36	1	291(10)
城跡、宮跡、古戦場、その他政治に関する遺跡		26(7)	71(1)	68(9)	1	166(17)
社寺跡、経塚、その他祭祀信仰に関する遺跡		148(13)	35	7		190(13)
藩学、私塾、慈善施設、その他教育学芸、社会事業に関する遺跡		1	4	23(3)	2	30(3)
関跡、一里塚、窯跡、その他産業、交通土木に関する遺跡	7	15	15	51(2)	4	92(2)
旧宅、園池、由緒ある地域および外国に関する遺跡		6	20(2)	57(4)	1	84(6)
計	395(10)	204(23)	154(3)	242(18)	9	954(54)

（　）内は特別史跡数

（指定文化財総合目録から作成）

名勝の件数

（1974年1月1日現在）

種類	件数
庭園	110
公園	4
橋梁	2
松原	6
花樹	12
岩石・洞穴	11
瀑布	9
湧泉	1
湖沼	2
砂嘴	1
島	9
海浜	25
山岳	15
河川	1
展望地点	8
峡谷・渓流	34
計	250

天然記念物の件数

（1974年1月1日現在）

種類	件数
動物	178
植物	519
地質鉱物	203
天然保護区域	21
計	921

重要文化財(建造物)の所有者別件数および棟数

（1974年9月25日現在）

所有者	件数	棟数
国有	35	172
公共有	124	221
神社有	475	885
寺院有	899	1105
法人有	47	80
個人有	193	349
その他	13	14
計	1786	2826

（文化庁資料から作成）

2. 国宝と重要文化財（建造物）

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、その他の有形の文化的所産のうち、わが国にとって歴史上または芸術上価値の高いものと考古資料が重要文化財に指定され、そのうちとくに重要なものが国宝に指定されている。重要文化財のうち建造物は1974年9月25日現在、1786件2826棟が指定され、そのうち207件249棟が国宝となっている。

重要文化財のうち神社建築は本殿、拝殿などがその大半をしめ、それらは大部分江戸時代に建造された。寺院建築は大部分室町時代に建造された堂である。城郭建築は、桃山時代と江戸時代に建造されたものがほぼ半々で、そのうち櫓や門が多く、天守は16である。室町時代の城として犬山城が指定されている。住宅・民家・洋風その他の建築は、江戸時代に建造されたものが約4分の3をしめている。最も多い建造物は民家で、そのうち農家の主屋が154棟、倉が103棟、町屋の主屋が40棟となっている。住宅建築は書院が87棟、茶室が20棟である。洋風建築は約9割が明治時代に建造されたもので、学校、公共用建造物、住宅が多い。石造塔碑・銅造物・橋梁・その他は、宝篋印塔や五輪塔などの石塔が170で全体の4分の3をしめ、そのほとんどが鎌倉時代に建造されたものである。

重要文化財の建造物は、一つの社寺で多数の棟が指定されている場合も多く、姫路城（姫路市）の82棟を最高に、東照宮、二荒山神社（日光市）、賀茂御祖神社、賀茂別雷神社（京都市）などが30棟を越えている。

重要文化財の建造物は社寺所有が、件数で約8割、棟数で約7割をしめているが、民家は公共団体または博物館などの法人所有が約3割に達している。

最近、民家を中心とした建造物を積極的に移築し保護を行う機関が増加している。おもな機関として日本民家園（川崎市）、明治村（犬山市）、日本民家集落博物館（豊中市）などがある。

〔凡例と作図の要点〕

この図は1974年6月1日現在の重要文化財のうち建造物についてその棟数を種別、時代別に表示した。建造物は、建築、橋梁などの各時代の建造物遺構とその部分、建造物の模型、厨子、仏壇、墓、碑などで建築的技法を用いた建造物である。一つの神社、寺院、城郭などで重要文化財の指定棟数が複数の場合、それらの表示方法は同時代ごとに棟数を表わす一括記号を使用した。さらに建造物が集中して存在し、個々の記号で表わすことが困難な場合、それらの表示方法は原則として市町村ごとにまとめて一括記号で表示した。なお、甲府市周辺、滋賀県中央部、京都府南部、大阪府中部、奈良県北部、和歌山県北部などではとくに多数の建造物が集中しているため、この地域の表示方法は数市町村、あるいは数郡のものをまとめて一括して表示した。

種別にあたって、現に神社や寺院を構成している建物でも日光東照宮の五重塔や、厳島神社の多宝塔などは寺院建築として、また円成寺の春日堂などは神社建築として取扱った。

住宅、民家、洋風その他の建築のうち住宅とは書院や茶室などで、神社や寺院などのものもふくみ、洋風建築とは擬洋風建築をふくみ、またその他の建築は学校（近代洋風建築などを除く）や能舞台などをふくむ。鳥居は、石造や銅造のものでも神社建築として取扱った。

〔資料〕

1．文化庁，指定文化財総合目録　建造物編
2．文化庁資料

重要文化財(建造物)の時代別棟数

（1974年9月25日現在）

種類＼時代	古代	中世	近世	近代	計
神社建築	5(3)	333(23)	561(32)	2	901(58)
寺院建築	62(48)	488(83)	312(21)	1	863(152)
城郭建築		1(1)	228(15)	1	230(16)
住宅建築		7(2)	112(18)	2	121(20)
洋風建築			8(1)	72	80(1)
民家建築		1	369	18	388
石造塔碑	13	169	9		191
銅造物	1	1	9		11
橋梁		3	17		20
その他		1	20(2)		21(2)
計	81(51)	1004(109)	1645(89)	96	2826(249)

（　）内は国宝数

（文化庁資料から作成）

78.1

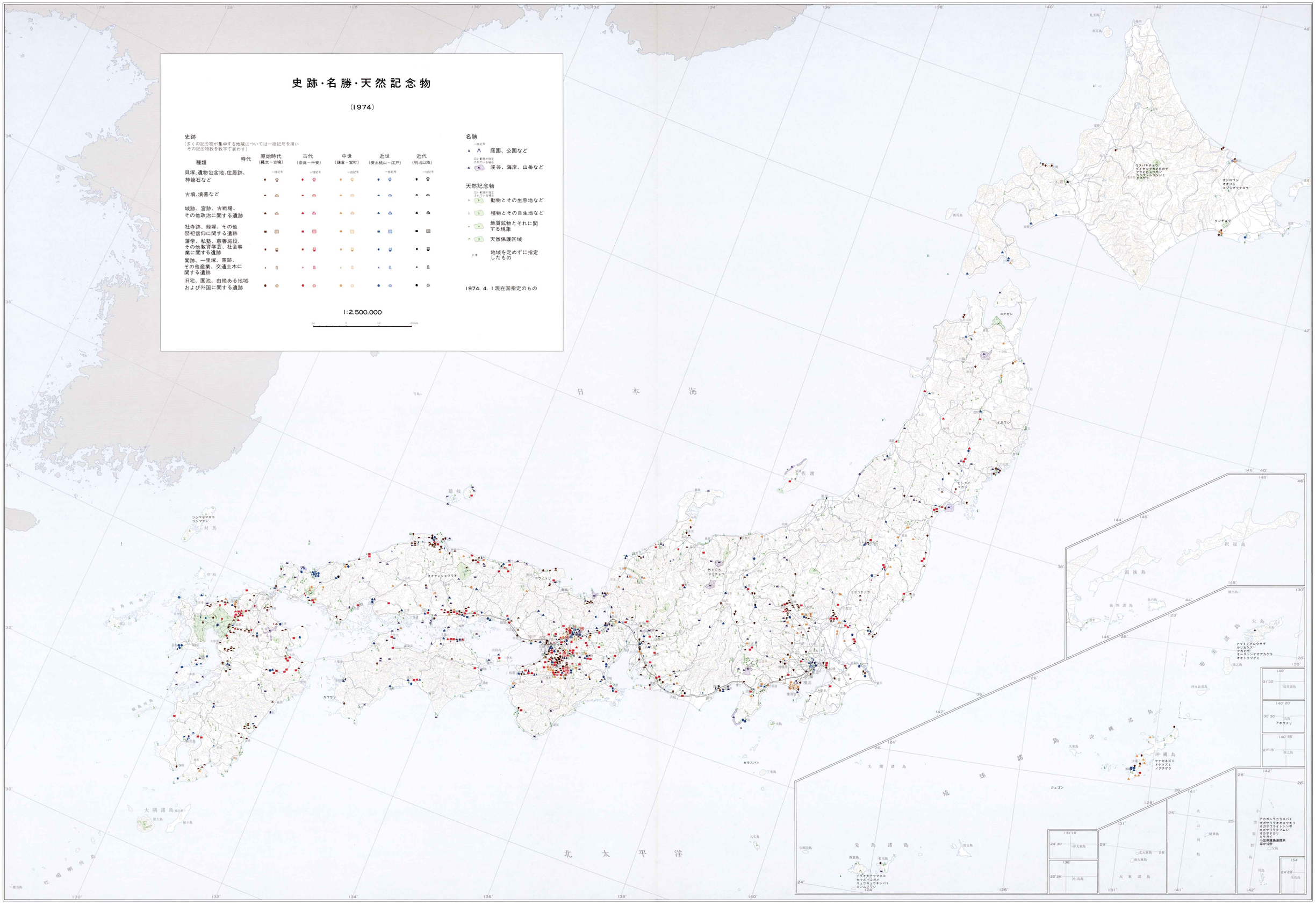
史跡・名勝・天然記念物
(1974)
史跡
(多くの記念物が集中する地域については一括記号を用い
その記念物数を数字で表わす)
時代
種類
原始時代 (縄文～古墳)
古代 (奈良～平安)
中世 (鎌倉～室町)
近世 (安土桃山～江戸)
近代 (明治以降)
一括記号
貝塚、遺物包含地、住居跡、神籬石など
古墳、墳墓など
城跡、宮跡、古戦場、その他政治に関する遺跡
社寺跡、経塚、その他祭祀信仰に関する遺跡
藩学、私塾、慈善施設、その他教育学芸、社会事業に関する遺跡
関跡、一里塚、窯跡、その他産業、交通土木に関する遺跡
旧宅、園池、由緒ある地域および外国に関する遺跡
1:2,500,000
名勝
広い範囲が指定されている場合
庭園、公園など
渓谷、海岸、山岳など
天然記念物
動物とその生息地など
植物とその自生地など
地質鉱物とそれに関する現象
天然保護区域
地域を定めずに指定したもの
1974. 4. 1 現在国指定のもの
日本海
北太平洋
佐渡
隠岐
対馬
大隅諸島
琉球諸島
先島諸島
沖縄諸島
大東諸島
小笠原諸島
ウスバキチョウ
アイヒシダカミドガイ
ヒメヒモムシウロコ
ケラモモムシウロコ
ヒロヒラ
オジロワシ
オオワシ
エゾシマフクロウ
タンチョウ
コクガン
ムスワシ
ヒシクイ
マガン
カモシカ
ライチョウ
ヒヤコテナゴ
コウノトリ
オオサンショウウオ
カワウソ
カラスバト
アマミノクロウサギ
ルリカケス
アカヒゲ
オーストンオオアカゲラ
オオトラツグミ
ケナガネズミ
トゲネズミ
ノグチゲラ
ジュゴン
イリオモテヤマネコ
セマルハコガメ
リュウキュウキンバト
カシムラリウシ
アカガシラカラスバト
オガサワラオオコウモリ
オガサワラライトトンボ
オガサワララグムシ
オガサワドカリ
カワガイ
小笠原諸島陸貝
ほか16種

78.2

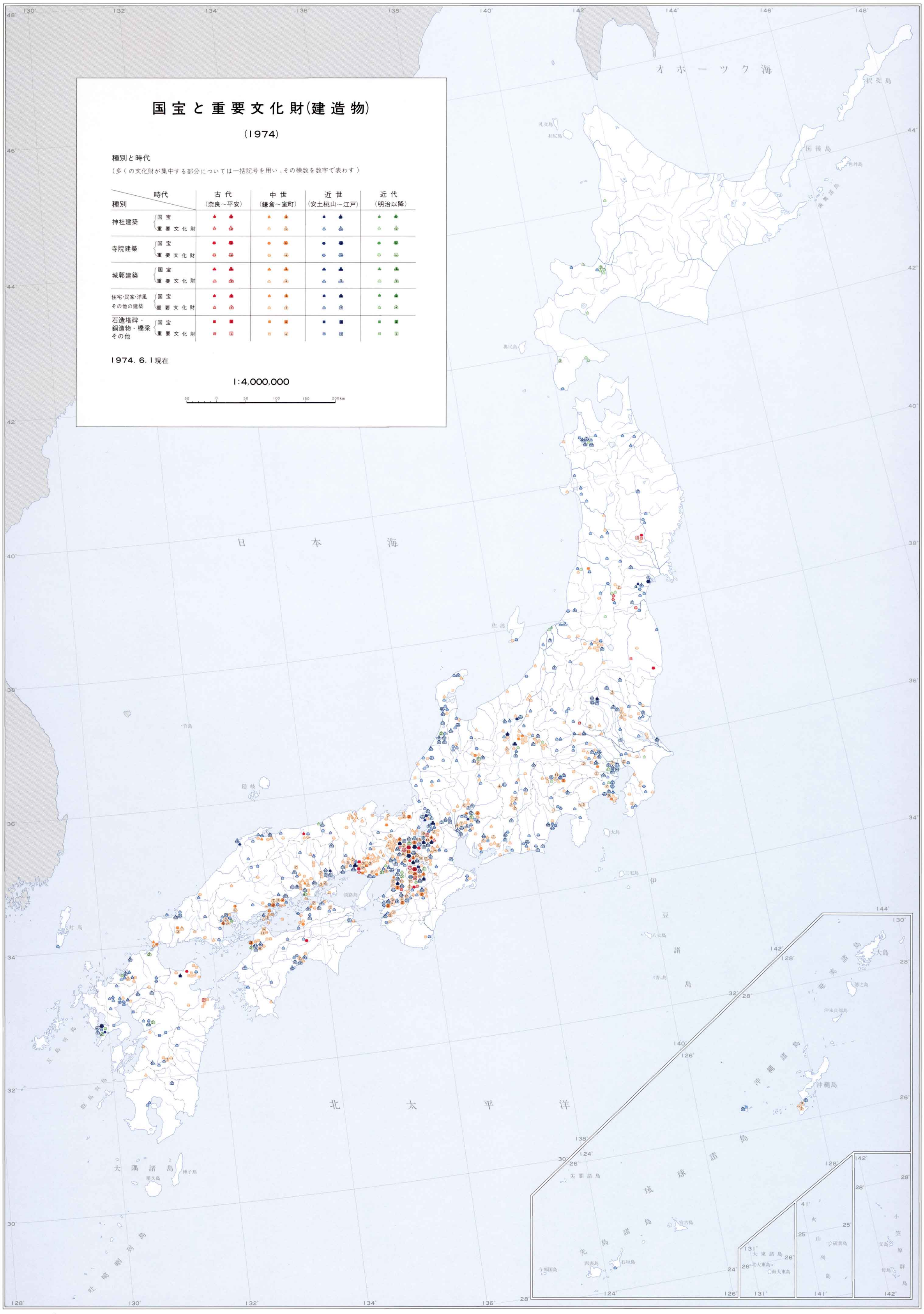
国宝と重要文化財(建造物)
(1974)
種別と時代
(多くの文化財が集中する部分については一括記号を用い、その棟数を数字で表わす)
時代
種別
古代 (奈良～平安)
中世 (鎌倉～室町)
近世 (安土桃山～江戸)
近代 (明治以降)
神社建築
寺院建築
城郭建築
住宅・民家・洋風その他の建築
石造塔碑・銅造物・橋梁その他
国宝
重要文化財
1974. 6. 1現在
1:4,000,000
オホーツク海
日本海
北太平洋
択捉島
国後島
色丹島
歯舞諸島
礼文島
利尻島
奥尻島
佐渡
隠岐
竹島
淡路島
対馬
五島列島
壱岐島列島
大隅諸島
種子島
屋久島
吐噶喇列島
伊豆諸島
八丈島
青ヶ島
三宅島
大島
小笠原諸島
父島
母島
硫黄島
火山列島
南大東島
北大東島
沖縄諸島
沖縄島
慶伊瀬島
久米島
宮古島
与那国島
西表島
石垣島
先島諸島
尖閣諸島
琉球諸島